平成30年10月12日

Family Tax Express

・ 税理士法人ファミリィ http://taxfamily.or.jp

No 033

特例承継計画書の確認書

特例事業承継税制の適用を受けようとする場合には、原則として、事前に特例承継計画書を作成して都道府県知事の確認を受けておく必要があります。

特例承継計画書は、特例事業承継税制の適用を受けようとする会社が作成し、認定経営革新等支援機関による所見等を付して都道府県の窓口に申請するものです。

今般、弊所で特例承継計画書の確認を受けましたので、確認書のひな型をご紹介します。

確認申請から約1か月で確認書の交付を受けることができました。



施行規則第17条4項の規定による確認書





京都府知事 西脇



平成30年9月 日付けの別添の確認の申請については、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第17条第1項 **②**第1号 □第2号 の確認をします。

税理士法人ファミリィは、認定経営革新等支援機関です。

(文責:山本和義)